

平成31年第4回霧島市農業委員会定例総会

日時	平成31年4月26日（金） 午後2時30分			
出席委員 (18名)	2番 今川 芳信 6番 岡村 勝敏 10番 中園 真一 14番 笹峯 久雄 18番 常盤 信一	3番 二月田 努 7番 中村 優志 11番 長崎 恵里子 15番 大山 茂美 19番 槐島 睦夫	4番 間世田 恵 8番 松下 さえ子 12番 田代 一友 16番 今村 浩一	5番 西代 秀子 9番 山之内 悟 13番 今吉 藤雄 17番 東鶴 昭雄
欠席委員 (1名)	1番 今吉 耕己			
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 主査 有村 真一 主任主事 水迫 時巳	グループ長 富久 亮二 主査 山下 良太 主事 恒松 大輝	サブリーダー 福田 智和 主任主事 長友 藍子	
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農地利用変更届」について</p> <p>2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について</p> <p>6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>			

開会 午後2時30分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは平成31年第4回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日は、1番委員から欠席届が提出されていますので、本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程は、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の訂正箇所を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの聲がございましたので、議事録署名委員は7番委員と8番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので審議を求めます。 それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番を報告します。届出地は、止上公民館の北東に位置しており現況は不耕作地である。利用変

	更目的は畑として利用するものである。工事内容は20cm盛土し、周囲は土留めするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に隼人の2と3を7番委員。
7番委員	2番を報告します。届出地は、沢馬場公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は農業用倉庫55.08㎡を建設するものであり、現状のまま利用するものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 次に3番を報告します。届出地は、日当山駅の南に位置しており現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は盛土を70cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は全件受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定113件、中間管理権の設定12件の合計127件について、市長より意見を求められております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局より報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画（案）の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数2筆、面積3,101㎡、利用権設定113件、筆数211筆、面積345,986㎡、中間管理権の設定12件、筆数24筆、面積23,861㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため妥当と判断されたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画（案）の意見決定について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転17件、賃借権の設定4件、贈与6件の計27件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。
--------	--

	<p>それでは調査委員の報告を求めます。国分の1から4までを2番委員。</p>
2番委員	<p>1番です。申請地は国分西小学校の東に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,498㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に2番です。申請地は川原公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが31年3月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請にあたり合意解約書が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,492㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に3番です。申請地は霧島総合支所の西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,064㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に4番です。申請地は青葉小学校の西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,271㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の5を17番委員。
17番委員	<p>5番を報告いたします。申請地は止上公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は1,475㎡であるが、空き家バンクに付随する農地のため、農地法施行規則第17条第2項の下限面積の取扱基準を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の6と7を9番委員。
9番委員	<p>6番と7番を続けて報告させていただきます。6番を報告いたします。申請地は上小川小学校の南に位置し、現況は田である。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,546㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>続いて7番を報告いたします。申請地は須戸川団地の西に位置し、現況は不耕作地である。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は89,227㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の8から12までを16番委員。

16番委員	<p>8番を報告します。申請地は岩戸公民館の南西に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,330㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に9番です。申請地は重久公民館の北西に位置し現況は田である。申請地には※※さんが33年3月までの使用収益権を設定していたが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,484㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に10番から12番までは受人が同一人であり申請地も同一場所のため、まとめて報告いたします。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、10番の現況は不耕作地、11番は畑、12番は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,514㎡で下限面積要件を満たしている。受人は農地所有適格法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ、地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に従事すると認められる。以上のような理由により、当申請地は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定の全てを満たすため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の13を18番委員。
18番委員	<p>13番を報告いたします。申請地は塚脇小学校の北に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは社会福祉事業を行っており、同施設の心身障害者とともに農作業を行うもので必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,827㎡で、社会福祉事業を行っていることにより、下限面積要件の例外に該当する。取得後に周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れはない。以上のような理由により当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の14から16を5番委員。
5番委員	<p>14番を報告いたします。申請地は住吉公民館の南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,465㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に15番を報告いたします。申請地は富隈小学校の南に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養</p>

	<p>畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,162㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>16番を報告いたします。申請地は国分大同青果市場の南西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,837㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、隼人の17を7番委員。
7番委員	<p>17番を報告いたします。申請地は上馬場公民館の南東に位置し現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,062㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺の18から21までを13番委員。なお、18と19は1番委員に代わり代読をお願いします。
13番委員	<p>18番です。申請地は水尻公民館の南に位置し現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。なお、※※さんが34年3月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,899㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に19番です。申請地は溝辺家畜審査場の西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,657㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に20番です。申請地は嘉例川駅の北西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は36,594㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>次に21番です。申請地は木場公民館の南東に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は40,399㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に、横川の22を17番委員。
17番委員	22番を報告します。申請地の上ノ字木屋木の2筆は古城拠点施設の北に位置し、現況は畑である。一方、上ノ字平牟田の1筆は古城拠点施設の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,241㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川の23を6番委員。
6番委員	次に23番を報告します。申請地は霧島温泉駅の西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,500㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の24を4番委員。
4番委員	24番を報告します。申請地は中津川小学校の南西に位置し現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,815㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の25と26を11番委員。
11番委員	25番と26番は受人が同一人ですのでまとめて報告します。まず、25番の申請地は万膳小学校の北東に位置し、現況は畑である。26番は万膳小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,028㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の27を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	27番を代読します。申請地は福山町比曾木野コミュニティセンターの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,710㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	10番から12番までの借人について、どういう組織化なのか詳しく説明をお願いします。
議長（会長）	事務局、説明をお願いします。

事務局	説明いたします。この組織は一般社団法人になります。この組織は、児童クラブ等でサッカーを教えています。また、活動の中身として地域活性化事業というものを行っておりまして、荒廃した農地を活用して地域の一躍を担いたいとのことです。また、他にも農地を取得して作物を作り、それを販売して活動に生かしていきたいと伺っています。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	構成委員は1名となっていますが、1名でできるのですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	はい。構成員の方は代表の方で、それ以外に作業をされる方はたくさんいらっしゃるとの事でした。設立時の役員としては2名ですが、一般社団法人の従業員の方はたくさんいらっしゃるとの事でした。以上です。
議長（会長）	2番委員、よろしいですか。
2番委員	はい。
議長（会長）	ほかにご意見、ご質問等ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外3件、用途区分変更2件の計5件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、除外、溝辺の1を2番委員。
2番委員	1番です。申請地は、三縄自治公民館の北東に位置しており、現況は畑である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、除外、溝辺の2を3番委員。
3番委員	申請地は、論地地区公民館の東に位置しており、現況は通路である。除外目的は通路として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、除外、福山の3を16番委員。
16番委員	はい。申請地は、柴建公民館の東に位置しており、現況は畑である。除外目的は山林として利用するものである。また除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に用途区分変更の国分の1を16番委員。
16番委員	用途区分変更の1番を報告します。申請地は春山公民館の南西に位置しており、現況は造成済みである。用途区分変更目的はきくらげ加工用施設と駐車場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

議長（会長）	同じく用途区分変更の溝辺の2を1番委員に代わり13番委員。
13番委員	2番です。申請地は論地地区公民館の南東に位置しており、現況は通路である。用途区分変更目的は通路にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	除外の2番の進入路はどこが進入路なのですか。
議長（会長）	事務局
事務局	はい。航空写真で説明します。
	〔航空写真を投影し説明〕
議長（会長）	12番委員、よろしいですか。
12番委員	理解しました。
議長（会長）	ほかにご意見等ございませんか
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外3件、用途区分変更2件の計5件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を16番委員。
16番委員	1番です。申請地は国分中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は保育園を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて東側道路側溝に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の2を14番委員。
14番委員	2番を報告いたします。申請地は上桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため特に問題はないと思われる。また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺の3を13番委員。
13番委員	3番です。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当で

	あるため実現は確実と思われる。全体計画面積は1,758㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載されている措置をとるため問題はないと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている事から、事業計画変更はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が11件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を2番委員。
2番委員	1番を報告します。申請地は持松小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島の2を16番委員。
16番委員	2番について報告します。申請地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は通路である。なお、昭和33年頃、通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は通路として利用するものであり、既に実現している。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を9番委員。
9番委員	3番を報告します。申請地は自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳ではあるが既に造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の4を13番委員。
13番委員	4番を報告します。申請地は上石原公民館の北東に位置し、現況は田である。なお、昭和48年頃、一般住宅、車庫にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は溝辺総合支所より300m以内にあるため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と車庫を建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。
議長（会長）	次に溝辺の5と6を14番委員。
14番委員	5番と6番を続けて報告します。まず、5番です。申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況

	<p>は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に6番を報告します。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は通路と車庫である。なお、平成7年頃、通路と車庫にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は通路と車庫を建設するものであり、既に転用済みである。また、隣接する宅地894.56㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,137.56㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の7と8を17番委員。
17番委員	<p>7番を報告します。申請地は古城拠点施設の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設パネル352枚を設置するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>8番を報告します。申請地は古城拠点施設の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林でツバキ140本を植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の9を11番委員。
11番委員	<p>9番を報告します。申請地は三体小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成24年2月頃、一部植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林、クヌギ400本を植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の10を4番委員。
4番委員	<p>10番を報告します。申請地は持松2区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の11を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	<p>11番を代読します。申請地は比曾木野コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が34件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、霧島の11番は4月19日付けで取下げられましたので、33件について審議を求めます。また、国分の2は議事参与のため別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1を17番委員。
17番委員	1番です。申請地は青葉小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の3を16番委員。
16番委員	3番を報告します。申請地は松ヶ野林業集会施設の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の4から7までを18番委員。
18番委員	4番から7番まで一括して報告させていただきます。まず、4番です。申請地は南国分郵便局の南東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 5番を報告します。申請地は国分南中学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6番を報告します。申請地は下井公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 7番を報告します。申請地は下井公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の

	<p>集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の8と9を3番委員。
3番委員	<p>8番です。申請地は論地公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>9番を報告します。申請地は水尻公民館の南東に位置し、現況は農業用倉庫、牛舎等である。なお、昭和60年頃、建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の農業用施設等と農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は農業用倉庫、牛舎等を建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の10を2番委員。
2番委員	<p>10番を報告いたします。申請地は中津川4区自治公民館の南東に位置し、現況は畜舎、堆肥舎である。なお、平成13年7月頃、建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は畜舎、堆肥舎を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地4,108.94㎡を一体利用するもので、全体計画面積は4,691.94㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の12を13番委員。
13番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は県営小田団地の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設と2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分の13を2番委員。
2番委員	<p>13番を報告いたします。申請地は松ヶ野公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に国分14と15を9番委員。
9番委員	<p>14番と15番を続けて報告いたします。14番です。申請地は霧島市シルバー人材センターの南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

	<p>続いて15番を報告します。申請地は有下公民館の西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する宅地77.65㎡を一体利用するもので、全体計画面積は277.65㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に溝辺の16から19までを13番委員。なお、16から18までは1番委員に代わり代読をお願いします。</p>
13番委員	<p>16番です。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>17番です。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>18番です。申請地は陵南小学校の南西に位置し、現況は駐車場と貸資材置場である。なお、平成21年7月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場と資材置場にすることで、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>19番です。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に溝辺の20と21を14番委員。</p>
14番委員	<p>20番です。申請地は上桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>21番を報告します。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に横川の22を6番委員。</p>

6 番委員	<p>2 2 番を報告します。申請地は横川中学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は横川総合支所より 5 0 0 m 以内にあるため 2 種農地の 5 0 0 m 以内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅、動物病院診療所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の 2 3 を 1 7 番委員。
1 7 番委員	<p>2 3 番を報告します。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は倉庫、格納庫、育苗ハウスである。なお、平成元年 3 月頃倉庫を、平成 2 3 年に格納庫を建設してしまったという始末書が添付されている。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫、格納庫、育苗ハウスを建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の 2 4 から 2 6 を 4 番委員。
4 番委員	<p>2 4 番を報告します。申請地は中津川小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>2 5 番を報告します。申請地は霧島総合支所の北に位置し、現況は畑である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて 2 6 番です。申請地は高千穂小学校の北に位置し、現況は倉庫、駐車場である。なお、年月日不詳で土砂等搬入し住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は保養所、倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に霧島の 2 7 を 1 2 番委員。
1 2 番委員	<p>2 7 番を報告いたします。申請地は向田自治公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する雑種地 3 7 m² と宅地 5 2 0 . 9 8 m² を一体利用するもので、全体計画面積は 1 , 7 3 2 . 9 8 m² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の 2 8 を 5 番委員。
5 番委員	<p>2 8 番を報告いたします。申請地は富隈地区公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	次に隼人の29と30を7番委員。
7番委員	<p>29番を報告いたします。申請地は姫城温泉東公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で宅地として利用したという経緯書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は倉庫3棟を建設するものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地205.66㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,421.66㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>30番を報告いたします。申請地は宇都山公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅と資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の31と32を8番委員。
8番委員	<p>31番を報告します。申請地は三田坪公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に32番を報告します。申請地は湯田公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の33を15番委員。
15番委員	<p>33番を報告します。申請地は福地公民館の南に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、倉庫2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山の34を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	<p>34番を代読いたします。申請地は牧之原総合運動公園グラウンドの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、国分の2を除き全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕

議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は国分の2を除き許可することに決定いたしました。つきましては5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。次に国分の2を審議いたしますので、※※委員は退席をお願いします。
	〔16番委員退席〕
議長（会長）	それでは、国分の2につきましても事前に調査が行なわれていますので、調査委員の報告を求めます。17番委員。
17番委員	2番です。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸家5棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の国分の2は許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、国分の2は許可することに決定いたしました。つきましては5月10日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。※※委員は着席をお願いします。
議長（会長）	以上で、平成31年第4回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次にその他は何かありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、以上で平成31年第4回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 4時30分

7番

8番

19番